
第7回 江府町議会 9月定例会 会議録 (第3日)

令和3年9月22日(水曜日)

議事日程

- 日程第1 議案第92号 専決処分した事項の承認について(江府町個人情報保護条例等の一部を改正する条例)
- 日程第2 議案第93号 江府町立学校給食共同調理場設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第94号 江府町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第4 議案第95号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第5 議案第96号 江府町地域支え愛センターに係る指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第97号 令和3年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第7 議案第98号 令和3年度鳥取県日野郡江府町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第99号 令和3年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第100号 令和3年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計(施設勘定)補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第101号 令和3年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第102号 令和3年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第103号 令和3年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第104号 令和3年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第105号 令和3年度鳥取県日野郡江府町江尾財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第106号 令和3年度江府町簡易水道事業会計補正予算(第1号)

日程第16 議案第 107号 令和3年度江府町下水道等事業会計補正予算（第1号）

（追加提出議案）

日程第17 議案第 108号 江府町総合健康福祉センター発電機設備設置等工事契約の締結について

日程第18 議案第 109号 江府町教育委員の任命について

日程第19 江府町議会決算特別委員会審査報告

1. 一般会計決算特別委員会（付託審査 議案第77号）

2. 特別会計決算特別委員会（付託審査 議案第78号から議案第91号まで14件）

日程第20 委員長報告（陳情書等の審査報告）

（陳情第3号） 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

（総務経済常任委員会）

（陳情第4号） 地方財政の充実・強化を求める陳情

（総務経済常任委員会）

（陳情第5号） 新型コロナ禍による米危機の改善を求める陳情書

（総務経済常任委員会）

日程第21 発議第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出について

日程第22 発議第4号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書提出について

日程第23 発議第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書提出について

日程第24 発議第6号 江府町議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第25 議員派遣の件について

日程第26 閉会中継続調査について（議会運営委員会）

日程第27 閉会中継続調査について（総務経済常任委員会）

日程第28 閉会中継続調査について（教育民生常任委員会）

日程第29 閉会中継続調査について（広報公聴常任委員会）

出席議員（9名）

1 番 加 藤 周 二

2 番 芦 立 喜 男

3 番 森 田 哲 也

4番 川 端 登志一 5番 阿 部 朝 親 6番 三 輪 英 男
7番 長 岡 邦 一 8番 川 端 雄 勇 9番 三 好 晋 也

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松 井 英 樹

説明のため出席した者の職氏名

町長	白 石 祐 治	副町長	八 幡 徳 弘
教育長	富 田 敦 司	総務総括課長	池 田 健 一
住民課長	松 原 順 二	産業建設課長	末 次 義 晃
教育課長	加 藤 邦 樹	福祉保健課長	生 田 志 保
会計管理者	藤 原 靖	学事担当課長	景 山 敬 文

午前10時00分開議

○議長（三好 晋也君） 本日の欠席通告はございません。全員出席であります。

ただいまより令和3年第7回江府町議会9月定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

本日の議案審議は、初日の提出議案であり、既に提案者の内容説明、質疑は終わっております。
討論、採決の進行は、1議案ごとに処理進行いたします。

日程第1 議案第92号 から 日程第2 議案第93号

○議長（三好 晋也君） 日程第1、議案第92号、専決処分した事項の承認について（江府町個人情報保護条例等の一部を改正する条例）から、日程第2、議案第93号、江府町立学校給食共同調理場設置及び管理に関する条例の一部改正についてまで、以上2議案を一括議題とします。

これから議案等に対する討論、採決を行います。

日程第 1、議案第 9 2 号、専決処分した事項の承認について（江府町個人情報保護条例等の一部を改正する条例）。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 9 2 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認いたしました。

日程第 2、議案第 9 3 号、江府町立学校給食共同調理場設置及び管理に関する条例の一部改正について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 9 3 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 3 議案第 9 4 号 から 日程第 4 議案第 9 5 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 3、議案第 9 4 号、江府町過疎地域持続的発展計画の策定についてから、日程第 4、議案第 9 5 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてまで、以上 2 議案を一括議題とします。

これから議案等に対する討論、採決を行います。

日程第 3、議案第 9 4 号、江府町過疎地域持続的発展計画の策定について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第94号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

続いて、日程第4、議案第95号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第95号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第5 議案第96号

○議長（三好 晋也君） 日程第5、議案第96号、江府町地域支え愛センターに係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

これから議案等に対する討論、採決を行います。

日程第5、議案第96号、江府町地域支え愛センターに係る指定管理者の指定について。討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第96号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第6 議案第97号 から 日程第16 議案第107号

○議長（三好 晋也君） 日程第6、議案第97号、令和3年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第5号）から、日程第16、議案第107号、令和3年度江府町下水道等事業会計補正予算（第1号）まで、以上11議案を一括議題とします。

日程第6、議案第97号、令和3年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第5号）。
討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第97号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

続いて、日程第7、議案第98号、令和3年度鳥取県日野郡江府町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第98号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

続いて、日程第8、議案第99号、令和3年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第99号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 9、議案第 100 号、令和 3 年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第 2 号）。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 100 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 10、議案第 101 号、令和 3 年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 2 号）。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 101 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 11、議案第 102 号、令和 3 年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）補正予算（第 1 号）。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 102 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第12、議案第103号、令和3年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第103号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第13、議案第104号、令和3年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第104号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第14、議案第105号、令和3年度鳥取県日野郡江府町江尾財産区特別会計補正予算（第1号）。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第105号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第15、議案第106号、令和3年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第1号）。
討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第106号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第16、議案第107号、令和3年度江府町下水道等事業会計補正予算（第1号）。
討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第107号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

これより、追加提出議案です。

日程第17 議案第108号

○議長（三好 晋也君） 日程第17、議案第108号、江府町総合健康福祉センター発電機設備設置等工事契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） ただ今、ご上程いただきました議案第108号についてご説明申し上げます。

江府町総合健康福祉センター発電機設備設置等工事契約の締結についてでございます。

本案は、江府町総合健康福祉センター発電機設備設置等工事を施工するため、株式会社中電工米子営業所と契約を締結いたすものでございます。地方自治法第96条第1項第5号及び江府町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。議案の次のページをご覧くださいませでしょうか。契約の目的でございます。江府町総合健康福祉センター発電機設備設置等工事。契約の方法でございます、指名競争入札。契約金額、7,678万円、内、消費税及び地方消費税の額が698万円でございます。契約の相手方、鳥取県米子市東福原3丁目8番14号。株式会社中電工 米子営業所 所長 細田武明でございます。ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 以上、提案理由説明が終了いたしました。

日程第17、議案第108号、江府町総合健康福祉センター発電機設備設置等工事契約の締結について。

議案第108号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第108号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第18 議案第109号

○議長（三好 晋也君） 日程第18、議案第109号、江府町教育委員の任命についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第109号でございます。江府町教育委員の任命についてござい

ます。江府町教育委員 富田美智子君は、令和3年9月30日で任期満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、次の者を後任の委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。住所、鳥取県日野郡江府町江尾1854番地。氏名、富田美智子。昭和21年3月9日生まれ。なお、任期は、令和3年10月1日から4年間でございます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三好 晋也君） 以上、提案理由説明が終了いたしました。

日程第18、議案第109号、江府町教育委員の任命について。

議案第109号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、起立によって行います。

議案第109号、本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三好 晋也君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第19 江府町議会決算特別委員会審査報告

○議長（三好 晋也君） 日程第19、江府町議会決算特別委員会審査報告。会期中、令和2年度決算認定議案の審査を付託した各決算特別委員会から、本日議長へ15件の報告書が提出されこれを受理いたしました。一般会計決算特別委員会、付託審査、議案第77号。特別会計決算特別委員会、付託審査、議案第78号から議案第91号まで14件を議題とします。

各委員会から、順次報告書の説明を求めます。

最初に、一般会計決算特別委員会委員長、川端登志一君。

4番、川端登志一君。

○江府町一般会計決算特別委員会委員長（川端登志一君） 失礼をいたします。

報告書

1. 事件名

(1) 令和2年度鳥取県日野郡江府町一般会計歳入歳出決算認定について

2. 事件の内容 決算審査

3. 審査の報告 令和3年9月6日、第7回江府町議会9月定例会(第1日)において付託された上記決算について、令和3年9月8日、9日、10日委員会を開催して審査した。

4. 決定及びその理由 本件について認定する。

5. 少数意見の留保 なし

本委員会においては、上記のとおり認定を可とする旨決定したので報告する。

令和3年9月22日

江府町議会一般会計決算特別委員会

委員長 川端 登志一

江府町議会議長 三好 晋也 様

令和2年度一般会計決算特別委員会参考意見

令和2年度一般会計決算は、歳出が47億1,453万円であり、前年比で27.8%増加。歳入では49億2,492万円、28.0%の増加となっている。令和2年度決算における実質公債費比率は13.6%となり、令和元年度より0.2%増加したが早期健全化基準とされる25%は下回っている。人口減少時代における安心安全の町づくりに向け、福祉や防災対策に向けた投資は十分可能である。しかし、経常収支比率の86.1%は前年より多少低くなったとはいえ、財政の硬直化傾向を示している。将来の大型事業を考えながら新庁舎の活用と住民サービス向上に向け、確かな財政運営に努力されたい。

総務課

(1) 人間ドックの事業利用実績が向上している。さらに啓蒙に努め、併せて郡内の医療施設の利用が高まるよう努められたい。

(2) 町有のマイクロバスを廃止したため、町民及び各種団体組織はその運営上、特に交通移動において不便を余儀なくされている。町民の意見を聴きながら早急に対応されたい。

(3) 令和3年3月末日現在の江府町消防団員は、定員に対して11名の欠員となっている。町職員を始め全町に対し啓発に努め、各分団とも早急に定員を満たすよう努められたい。

福祉保健課

(1) 子育て世代包括支援事業は、その認知度が上がるとともに一定の実績を上げている。少子化の今、その必要性は従前にも増して高まっている。今後も事業の周知に努め、さらに気軽に相談できる環境となるよう努力されたい。

(2) 住民健診の結果において、規定の検査項目で基準値外となっている該当者には、案内通知を行い、病気の早期発見・早期治療に努めている。しかしながら二次検診の受診率は低調である。今後においては、より多くの未病者が受診されるよう努められたい。

(3) ファミリーサポートセンター事業において、子育て中の依頼会員と子育ての援助を行う提供会員との相互援助活動は、円滑に推移し町民より高評価を得ている。今後もさらに充実するよう努められたい。

農業委員会

(1) 国有財産貸付の契約実績において、事務作業に支障をきたしている物件がみられる。諸事情を調査の上、早期に契約の見直し等を検討されたい。

(2) 機構集積支援事業において、利用権設定契約後、土地の貸借がより円滑に進むよう努められたい。また、認定農業者や農業法人、町外の担い手の利用状況を把握し、将来耕作放棄地にならないよう適切な相談、調整、調査活動をされたい。

産業建設課

(1) 「みちくさ」において、コロナ禍による売り上げの減少がみられる。また、担い手不足も深刻な影を落としている。これらの問題解決に努め、店頭に多くの商品が並ぶよう観光事業などと連携を強化し、江府町農業の推進を図られたい。

(2) 新甘泉栽培が軌道に乗りつつある。しかしながら地域での取り組みが進んでいないのが現状である。新規参入者に対して相応な補助等を実施啓発し、一層の栽培面積の拡大に努められたい。

(3) 鳥獣被害は、年々悪化の一途を辿っている。それにより昨年は、233頭ものイノシシやシカを捕獲している。しかしながら、狩猟資格者や組織の維持拡大が課題となっている。国や県の補助金に加え、町として独自の補助金制度を検討されたい。それにより、捕獲、活用などジビエ事業の活性化が進み、奥大山地美恵のさらなるブランド化につながるよう努力されたい。

(4) 分収造林を含め、町内の山林は樹齢50、60年となっており伐採時期に来ている。町として確かな更新伐の計画を立案し、堅実に遂行されたい。

(5) 笠良原地区で地下水位等の調査分析を行っている。調査の経済的部分について、関係企業

も負担することを検討されたい。

(6) 下安井、舟場間の道路建設は、地元集落の念願であり、災害時には、住民の安心安全に大きく貢献することは必定である。したがって、早期の事業完成に向け最大の努力をされたい。

住民課

(1) 令和2年のふるさと納税額が1億2,000万円強と大幅に増加している。返礼品には、江府町産米などの特産品が好評であるが、昨今のコロナ禍の影響を鑑み地元産米の利用率をさらに増すことを検討されたい。

(2) 移住定住対策事業に当たり、関係集落と移住者とのコミュニケーションを図り、一層の円滑な事業振興に努められたい。

(3) 税収納システムを改修し、納税はコンビニエンスストア収納ができるようになった。今後町民に広く周知し、利活用がさらに増加するよう努められたい。

教育委員会

(1) 防災・情報センターを始め、公共施設の発電機の整備点検について事故や災害など緊急時の使用に支障がないように努め、特に燃油等についても規定に沿って確実に点検されたい。

(2) 放課後子ども教室事業において、長期休業中に町内在住の高校生を高校生学習支援員として雇用した。将来の社会参加に大いに役立つと考えられる。今後も継続されたい。

(3) 小学校の体験授業で米づくり体験を実施している。手植え、手刈り、はで掛け、脱穀など昔ながらの作業を行っている。農業に興味を持ち、引いては食べ物の大切さの気付きにつながる。今後とも活動を続けられたい。

(4) 体育館のトレーニング室の器具が老朽化している。また、使用禁止のものが多く利用者の不評は多い。最新のトレーニング器具を導入して町民の健康づくりに努められたい。

.....
以上。

○議長(三好 晋也君) ただいまの委員長報告について質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(三好 晋也君) ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長(三好 晋也君) 討論なしと認めます。

採決を行います。

付託議案 1 件、江府町一般会計決算特別委員会は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって本件は、委員長報告のとおり認定いたしました。

続いて、特別会計決算特別委員会委員長、阿部朝親君。

○江府町特別会計決算特別委員会委員長（阿部 朝親君）

.....
報告書

1、事件名

- (1) 令和 2 年度鳥取県日野郡江府町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (2) 令和 2 年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- (3) 令和 2 年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について
- (4) 令和 2 年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算認定について
- (5) 令和 2 年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）歳入歳出決算認定について
- (6) 令和 2 年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
- (7) 令和 2 年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- (8) 令和 2 年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (9) 令和 2 年度鳥取県日野郡江府町江尾財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- (10) 令和 2 年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- (11) 令和 2 年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- (12) 令和 2 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- (13) 令和 2 年度江府町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について

(14) 令和2年度江府町下水道等事業会計歳入歳出決算認定について

2、事件の内容 決算審査

3、審査の報告 令和3年9月6日、第7回江府町議会9月定例会（第1日）において付託された上記決算について、令和3年9月13日委員会を開催して審査した。

4、決定及びその理由 本件について認定する。

5、少数意見の留保 なし

本委員会においては、上記のとおり認定を可とする旨決定したので報告する。

令和3年9月22日

江府町議会特別会計決算特別委員会

委員長 阿部 朝親

江府町議会議長 三好 晋也 様

令和2年度特別会計決算審査参考意見

住宅新築資金等貸付事業特別会計

(1) 貸付事業は既に終了しているが、滞納者が5名であり担当課が督促等を行っている。滞納者は税関係の滞納も関係があると考えられるので、滞納事務の一元化を行い、計画的な収納事務を行うことにより早期の完納に努力されたい。

国民健康保険特別会計（事業勘定）

(1) 年度末の被保険者は538人である。特定健診では、受診率が41.2%であるが、県内では上位の受診率である。受診率の上昇を図るため、電話やハガキにより案内している。今後とも被保険者の健康を守り、あわせて病気の早期発見、早期治療を行うことにより医療費の抑制に努められたい。

国民健康保険特別会計（施設勘定）

(1) 俣野診療所の開設により、地域住民の健康と医療と福祉の充実につながっている。また、鳥取大学医学部の学生を対象とした、地域医療に従事する医師を育てるための役割を担っており、重要な施設であるが、医療の地域格差の解消並びに更なる経営の健全化を図られたい。

索道事業特別会計

(1) 奥大山スキー場を含め施設全体が休止状態であり、今後はスキー場は運営しないこととなっているにもかかわらず、維持管理費が多くかかっており、必要のない費用の削減を行わ

りたい。また、施設の老朽化もあり、今後の施設運営について早急に検討を行っていただきたい。

簡易水道事業会計

(1) 給水人口は2,710人で、普及率は99.49%で、総配水量は480,336^m³である。有収水量は331,853^m³であり、令和元年度よりは改善しているが、148,493^m³の無収水量が発生しており、有収率は69%となっている。約3割が無駄になっており、維持管理費用の削減を始め、資源の有効活用のため漏水原因を調査し、早急な改善に努力されたい。また、冬季の大規模断水事故については、施設の老朽化が原因との事であるが、住民生活に大きな支障をきたすため、施設に合わせた点検を行い事故の発生の無いように努力されたい。

下水道等事業会計

(1) 年度末現在の処理人口は、2,526人であり、接続率は92.29%である。施設の統廃合を行い、川筋地区集落排水処理施設の処理施設をポンプ場に改修し、江尾地区公共下水道に接続し、管理費の低減を図っている。今後も施設の統廃合等の検討を行い維持管理費の削減を図られたい。また、水道の使用水量に合わせた従量制の下水道料金体制の検討を行われたい。

.....
以上です。

○議長(三好 晋也君) ただいまの委員長報告について質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(三好 晋也君) ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長(三好 晋也君) 討論なしと認めます。

採決を行います。

付託議案14件、江府町特別会計決算特別委員会は、いずれも原案を可とするものであります。本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三好 晋也君) 御異議なしと認めます。よって本件は、委員長報告のとおり認定しました。

日程第 20 委員長報告（陳情書等の審査報告）

○議長（三好 晋也君） 陳情書等の審査を付託した委員会の審査報告を議題とします。

審査結果の報告を求めます。

総務経済常任委員会委員長、川端登志一君。

○総務経済常任委員会委員長（川端登志一君） 失礼します。

.....

陳情書等の審査報告

審査の結果

1、不採択とすべきもの

(1) 件 名 (陳情第 3 号)

辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情

(2) 理 由 地元県民の心情は理解するところです。しかしながら本件は、国と県との間で解決されるべき問題と認識するところであります。よって、本陳情は不採択が相当と考えます。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告する。

令和 3 年 9 月 22 日

総務経済常任委員会委員長 川端登志一

江府町議会議長 三好 晋也 様

.....

陳情書等の審査報告

審査の結果

1、採択とすべきもの

(1) 件 名 (陳情第 4 号)

地方財政の充実・強化を求める陳情

(2) 理 由 地方の中山間地の町村は、少子高齢化により人口減少が進み、医療・介護・水道・下水・交通網などを維持することが困難となっています。地方交付税は、地方の固有財源であり、国と地方の十分な協議を保証したうえで、その在り方

や総額について決定する必要があります。公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、地方財政の充実・強化を図ることは肝要であります。よって本件は、採択が相当と考えます。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

令和3年9月22日

総務経済常任委員会委員長 川端登志一

江府町議会議長 三好 晋也 様

.....

陳情書等の審査報告

審査の結果

1、採択とすべきもの

(1) 件 名 (陳情第5号)

新型コロナ禍による米危機の改善を求める陳情書

- (2) 理 由 昨年来のコロナ禍の中、全国的に需要が大幅に落ち込み古米の在庫が増大し、米価が下落しています。その影響が強くあり、令和3年産米の概算金も大幅な減額となっています。そのことを生産者や流通業者にすべて押し付けることなく、政府による緊急対策が必要と言われている趣旨は理解致します。したがって、採択の結果と共に江府町議会として意見書を提出いたします。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

令和3年9月22日

総務経済常任委員会委員長 川端登志一

江府町議会議長 三好 晋也 様

.....

以上でございます。

○議長(三好 晋也君) これより委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。これは、陳情ごとに行います。

陳情第3号、辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。

よって委員長報告のとおり決しました。

続いて、陳情第4号、地方財政の充実・強化を求める陳情の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。

よって委員長報告のとおり決しました。

続いて、陳情第5号、新型コロナ禍による米危機の改善を求める陳情書の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。

よって委員長報告のとおり決しました。

日程第 2 1 発議第 3 号 から 日程第 2 2 発議第 4 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 2 1、発議第 3 号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出についてから、日程第 2 2、発議第 4 号、新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書提出についてまで以上 2 議案を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

4 番、川端登志一君。

○議員（4 番 川端登志一君）

.....

発議第 3 号

令和 3 年 9 月 2 2 日

江府町議会議長 三好 晋也 様

提出者 江府町議会議員 川端登志一

賛成者 江府町議会議員 芦立 喜男

賛成者 江府町議会議員 長岡 邦一

賛成者 江府町議会議員 三輪 英男

地方財政の充実・強化を求める意見書提出について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 9 条の規定による意見書を、別紙により提出したので、江府町議会会議規則第 1 4 条の規定に基づき提出いたします。

（提出の理由） 陳情第 4 号、地方財政の充実・強化を求める陳情を採択したことにより意見書を提出する

（意見書提出先） 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

.....

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの出現により、いま地方自治体には新たに多くの行政需要が発生しています。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生活様式」への変化を余儀なくされた住民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められています。それと

同時に、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まりつつあります。しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、またデジタル・ガバメント化への対応も迫られています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針2018」に基づき、2021年度の地方財政計画までは、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきました。しかし、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われるなか、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。

このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求めます。

記

- 1、社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
- 2、とりわけ新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえた、十分な財源措置をはかること。
- 3、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。また、人材を確保するための自治体の取り組みを支える財政措置を講じること。
- 4、デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済を活性化させるためにも、デジタルシステムの標準化による大手企業の寡占を防止すること、また地域での人材育成をはかるなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応すること。
- 5、「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかること。
- 6、2020年度から始まった会計年度任用職員制度について、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、さらなる財政需要を十分に満たす

こと。また、処遇改善額が明確となるよう配慮すること。

- 7、特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
- 8、森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
- 9、地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。また、コロナ禍において固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方6団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。
- 10、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。
- 11、地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月22日

鳥取県日野郡江府町議会

—続きまして、

発議第4号

令和3年9月22日

江府町議会議長 三好 晋也 様

提出者 江府町議会議員 川端登志一
賛成者 江府町議会議員 芦立 喜男
賛成者 江府町議会議員 長岡 邦一
賛成者 江府町議会議員 三輪 英男

新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による意見書を、別紙により提出したので、江府町議会会議規則第14条の規定に基づき提出いたします。

(提出の理由) 陳情第5号、新型コロナ禍による米危機の改善を求める陳情書を採択したことにより意見書を提出する

(意見書提出先) 内閣総理大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣

.....

新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書(案)

コロナ禍における米の需要「消失」は2019年産米の過大な在庫を生み、2020年産米の市場価格は大暴落し、新型コロナウイルス感染者拡大と自粛要請、さらに累次の緊急事態宣言の発令により、需要減少に歯止めがかからず、2020年産米の販売不振と米価下落は底なしの状態になっています。

今年の10月末には、古米在庫が60万トンにも及ぶと試算され、36万トンの減産が実行されたとしても、効果自体が消散しかねない水準です。このままでは2021年産米の大暴落はもとより、来年の6月末在庫が250万トン規模となり、2年連続の米価下落にとどまらず2022年産米価格も上昇することはかなわず、3年連続の米価暴落となれば、大規模経営でも米づくりから撤退することにつながりかねません。

新型コロナウイルスにより消滅した需要減少分は、国が責任をもって「過剰在庫」を市場隔離すべきであって、その責任を生産者・流通業者に押し付けることは許されません。政府による特別な隔離対策が絶対に必要です。

このコロナ禍の危機的事態のなかで、苦しむ国民と農家への支援のために、従来の政策的枠組みにとらわれない緊急対策が求められます。

以上の趣旨により、地方自治法第99条の規定に基づき、次の通り意見書を提出する。

コロナ禍で生まれた市場に滞留する在庫を政府が買い取るなどして市場から隔離し、需給環境を改善するとともに米価下落に歯止めをかけること。

令和3年9月22日

鳥取県日野郡江府町議会

.....

以上です。

○議長(三好 晋也君) これより、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。これは、発議ごとに行います。

発議第3号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第 3 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 2 2、発議第 4 号、新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書提出についての質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第 4 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 2 3 発議第 5 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 2 3、発議第 5 号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

6 番、三輪英男君。

○議員（6 番 三輪 英男君）

.....
発議第 5 号

令和3年9月22日

江府町議会議長 三好 晋也 様

提出者 江府町議会議員 三輪 英男

賛成者 江府町議会議員 川端登志一

賛成者 江府町議会議員 阿部 朝親

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による意見書を、別紙により提出したので、江府町議会会議規則第14条の規定に基づき提出いたします。

（提出の理由） 新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、上記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

（意見書提出先） 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣

.....
コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保

するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

- 2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月22日

鳥取県日野郡江府町議会

.....
○議長（三好 晋也君） 発議第5号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第5号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第24 発議第6号

○議長（三好 晋也君） 日程第24、発議第6号、江府町議会会議規則の一部を改正する規則に

ついてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

6 番、三輪英男君。

○議員（6 番 三輪 英男君）

.....
発議第 6 号

令和 3 年 9 月 2 2 日

江府町議会議長 三好 晋也 様

提出者 江府町議会議員 三輪 英男

賛成者 江府町議会議員 川端登志一

賛成者 江府町議会議員 阿部 朝親

江府町議会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び江府町議会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

（提出の理由） 江府町議会議規則第 6 3 条の準用規定において、質問の回数は、同規則第 5 5 条の規定を準用することとなっている。

しかしながら、平成 3 1 年 4 月 1 日より、一般質問については、同規則第 6 1 条第 5 項において回数制限を行っていない。このことにより、準用規定との整合性を考慮した場合、解釈が曖昧なものになっていると考える。

また、同規則第 6 2 条の緊急質問等において、回数制限で一般質問との区別化も明確に記載されていないものとする。

更に、緊急質問の特質上、仮に回数制限を定めて十分な議論が成されるものであるのかもまた、疑問である。

従って、準用規定の質問回数に係る部分について、削除することに改めるものである。

.....
—— 1 枚おはぐりください。
.....

江府町議会議規則の一部を改正する規則

江府町議会議規則（昭和 6 2 年 3 月 2 3 日議会議規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前の下線部分について、改正後は削除する。内容については、右が改正前、改正後は左に

変更するというところでございます。附則としまして、この規則は、令和3年10月1日から施行する。

.....
以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 発議第6号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第6号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

.....
日程第25 議員派遣の件について

○議長（三好 晋也君） 続きまして、議長発議として日程第25、議員派遣の件についておはかりをいたします。

江府町議会会議規則第127条第1項に係る議員派遣4件について、お手元に配付のとおり行いたい、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、4件の議員派遣を行うことに決しました。

.....
日程第26 閉会中継続調査について（議会運営委員会）から

日程第29 閉会中継続調査について（広報公聴常任委員会）

○議長（三好 晋也君） 日程第26、閉会中継続調査について（議会運営委員会）から日程第29、閉会中継続調査について（広報公聴常任委員会）まで計4件を一括議題といたします。

議会運営委員会、総務経済常任委員会、教育民生常任委員会、広報公聴常任委員会の各委員長

から会議規則第75条の規定により閉会中継続調査の申出書が議長の手元に届いております。

お諮りいたします。各委員長の申出書のとおり、閉会中継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査とすることに決しました。

○議長（三好 晋也君） お諮りします。本定例会の会議に付託された事件は全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により閉会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会は、これをもって閉会することに決定いたします。

以上をもって、令和3年第7回江府町議会9月定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午前11時9分閉会
